

『霊気満山 高尾山』の磨き上げによるインバウンド誘客事業
に関する業務委託
企画提案方式による業者選定実施要領

日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「当協議会」という。）において予定している標記業務委託の受託予定者を選定するための企画提案募集を、以下のとおり実施する。

1 事業実施の前提

当協議会は、文化庁の事業である「日本博 2.0 を契機とする文化資源コンテンツ創成事業 最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業（委託型）」を活用し、日本博事務局からの受託を受け『霊気満山 高尾山』の磨き上げによるインバウンド誘客事業（以下「本事業」という。）を実施するため、令和 7 年（2025 年）1 月 29 日付で日本博事務局に対し申請を行った。本事業は、申請内容の全部又は一部が採択された場合のみ実施する。

本件は、採択を前提として当協議会から業務を委託する事業者を企画提案方式により選定するものであり、申請が不採択となった場合は、契約は締結しない。

2 事業概要

（1）目的

「高尾山」は、都心から約 1 時間、関東平野の西に位置し、天平 16 年（744 年）開山の真言宗智山派の大本山・高尾山薬王院を中心とした信仰の歴史と、四季折々の豊かな自然環境が融合した霊山の文化を持つ観光地である。

高尾山が持つ、最高峰の文化資源を磨き上げ、インバウンド需要に的確に応えることで、来訪者数の増加と満足度の向上を図り、文化資源保護（保存・活用）の持続可能性を確保する。

（2）ターゲット

この地でしかできない特別な体験や、ネイチャーツーリズム・カルチャーツーリズムに価値を見出す欧米豪のインバウンドをターゲットとする。

（3）取組内容

ア 体験の高付加価値化

来訪者が自由に利用できるガイドサービスの展開や、高尾山薬王院の修行などの文化体験ができるセットプランの造成を行い、体験の高付加価値化及び消費単価の向上を図る。

イ プロモーション

高尾山の文化的世界観と四季を通じた魅力を紹介する映像を制作し、インバウンド向けウェブメディアなどによる情報発信を行うことで、閑散期を含めた来訪者の増加を図る。

ウ 商談対応

造成したセットプランの販路拡大とバイヤーからの意見聴取により更なる磨き上

げを行う。

3 業務委託の内容

本事業に関する業務の一部を次の分類で委託する。なお、両者に応募することはできない。

- (1) 無料音声ガイドサービス及び高尾山薬王院特別体験の造成による体験の高付加価値化（別紙1仕様概要書のとおり）
- (2) PR映像制作及び情報発信等プロモーション（別紙2仕様概要書のとおり）

4 契約期間

3 (1) (2) いずれも以下を想定するが、日本博事務局と当協議会との契約締結の状況により始期及び終期は変動する。

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 契約金額の上限額（消費税及び地方消費税を含む）

委託業務	上限額
無料音声ガイドサービス及び高尾山薬王院特別体験の造成による体験の高付加価値化	21,010,000円
PR映像制作及び情報発信等プロモーション	17,470,585円

6 スケジュール

実施要領の公表	令和7年（2025年）2月10日（月）
質問書受付期間	令和7年（2025年）2月10日（月）～ 令和7年（2025年）2月14日（金）
参加申込受付期間	令和7年（2025年）2月10日（月）～ 令和7年（2025年）2月18日（火）
質問に対する回答送付日	令和7年（2025年）2月19日（水）
企画提案書等提出期限	令和7年（2025年）2月25日（火）
プレゼンテーション実施日	令和7年（2025年）2月28日（金）
選定結果の通知日	令和7年（2025年）3月4日（火）

7 参加資格

- (1) 文化資源の活用や文化観光等に関する専門知識を有し、過去5年間に於いて、同一または類似業務を完成した実績を有する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 企画提案書等提出期限から受託予定者特定の日までの間のいずれかの日において、八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

8 質問書の提出・回答

本事業等の内容について質疑がある場合は、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年（2025年）2月14日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問は、文書（書式自由）で電子メールにより行うこと。件名等により本事業に対する問合せであることがわかるものとする。

(3) 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市産業振興部日本遺産推進課内）

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

(4) 回答送付日及び方法

令和7年（2025年）2月19日（水）電子メールによる

なお、質問及び回答の内容は、質問者を伏せた形で応募者全員に共有します。

9 参加申込

本件への参加希望者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

(1) 提出期限

令和7年（2025年）2月18日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより行うこと。件名を【参加申込】『『靈氣満山 高尾山』の磨き上げによるインバウンド誘客事業』に関する業務委託とし、

本文に次の事項を記載すること。

① 応募者の概要

応募者名、応募者の企業情報等を記載すること。

② 参加希望業務

・ 無料音声ガイドサービス及び高尾山薬王院特別体験の造成による体験の高付加価値化業務委託

・ PR映像制作及び情報発信等プロモーション業務委託

どちらの業務に参加希望か記載すること。

(3) 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市産業振興部日本遺産推進課内）

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

10 参考資料の提供

参考資料として、日本博事務局に提出した申請様式の一部を提供する。提供を希望する場合は、上記アドレス宛に電子メールで申し出ること。

1 1 企画提案

仕様概要書により業務委託の内容を確認のうえ、日本博 2.0 の趣旨、本事業の目的に沿った企画提案を行うこと。

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出資料（様式は問いません。）

① 企画提案書（応募者名を記載しないこと）

本件と同一または類似業務の受託実績、仕様概要書を踏まえた提案内容、事業実施体制、スケジュール、見積額等

② 見積書

イ 提出期限

令和 7 年（2025 年）2 月 2 5 日（火）午後 5 時必着

ウ 提出方法

電子データ（PDF を原則とする）で提出すること。

※ファイル転送サービス等を利用した提出も可とするが、別途データを記録した媒体を持参又は郵送にて提出すること。

エ 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市産業振興部日本遺産推進課内）

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

(2) 留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本事業における受託予定者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 企画提案書等の提出後、当協議会の判断により補足資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

1 2 企画提案書等の審査

(1) プレゼンテーションの実施

ア 実施日（予定）

令和 7 年（2025 年）2 月 2 8 日（金）（詳細は対象者に別途連絡する。）

イ 場所

八王子市役所（予定）

ウ 留意事項

① プレゼンテーションは非公開とし、傍聴はできない。

② プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出した企画提案書のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。また、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。

③ 出席者は 3 人以内とし、時間は 20 分程度（説明 10 分、質疑 10 分）とする。

④ 審査は参加者名を非表示で行うため、企画提案書に応募者名を記載すること

やプレゼンテーションにおいて名乗ることはできない。

⑤プレゼンテーションを欠席した場合は辞退したとみなす。

(2) 評価方法

次の項目、着眼点、配点により行う。

項目	着眼点	配点
事業への理解度	日本博 2.0 及び本事業の趣旨を理解しているか	8
事業実施体制等	業務遂行に十分な体制がとられているか	4
	文化資源の活用や文化観光等に関する専門知識を有しているか	16
	無理のない効果的なスケジュールが想定されているか	4
提案力	本事業の実現可能性や効果を高めるための提案がなされているか	16
	仕様概要書に定めのない事項等について独自の提案がなされているか	4
資料体裁能力	口頭補足を前提とせず、提案書がわかりやすくまとめられているか	4
見積額	仕様概要書に沿った適切な積算がなれているか	4
	効率的な見積額になっているか。	4
合 計		64

評価点は、次の基準によるものとする。

基準	優れている	標準的である	やや劣っている	劣っている
配点	(A)	(B)	(C)	(D)
4	4	3	2	1
8	8	6	4	2
16	16	12	8	4

1.3 受託予定者の選定

(1) 選定方法

当協議会において、企画提案書等を審査し、最高得点を得た企画提案を行った一者を「受託予定者」として選定する。

なお、最高得点であっても、評価項目の中で著しく評価の低い項目がある場合に

は、受託予定者として選定しないことがある。また、最高得点が満点の半分に満たない場合には、「受託予定者なし」とすることがある。

(2) 選定結果の通知

全応募者に対し、個々の選定結果を令和7年(2025年)3月4日(火)(予定)に通知する。

1.4 受託予定者選定後の手続き

(1) 協議

受託予定者となった者と当協議会において、実施事項の細目等について協議を実施する。協議にあたっては、本事業の採択結果(一部採択の可能性あり)を踏まえ、受託予定者が提出した企画提案書等の主旨を尊重しつつ、事業実施の方法・事業費等について修正を求めることがある。

なお、受託予定者との協議が整わない場合は、契約を締結しないことがある。この場合、選定結果で次点となった応募者を受託予定者とし、事業実施の細目等について協議を実施する。また、本事業が不採択となった場合、その時点で協議を終了する。

(2) 契約の締結

当協議会と日本博事務局の契約締結及び1.4(1)の協議が整った後、当協議会は受託予定者と委託契約を締結する。なお、契約にあたっては、1.4(1)の協議の結果に基づき仕様を決定するため、改めて見積書の提出を求める。

(3) その他

PR映像制作及び情報発信等プロモーション業務委託の受託予定者は、令和7年(2025年)3月9日(日)に開催される「高尾山火渡り祭」を本業務とは別に令和6年度事業として当協議会と委託契約を締結のうえ撮影すること。PR映像の素材として活用する。

1.5 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、当協議会は業務遂行上必要な場合において、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 提出期限後の提出書類の差し替えは認めない。また、提出書類は返却しない。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。また、契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (4) 提出書類受付後に応募を辞退する場合は、その旨書面にて提出すること。

1.6 問合せ先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

(八王子市産業振興部日本遺産推進課内)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042-620-7434

Mail japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

無料音声ガイドサービス及び高尾山薬王院特別体験の造成による
体験の高付加価値化業務委託
仕様概要書

1 目的

(1) 無料音声ガイドサービス

単なる文化財や自然の説明ではなく、信仰と自然が融和して出来上がった高尾山のストーリーを伝え、来訪者の「知りたい」に応えることができる無料の多言語音声ガイドサービスを展開することで、文化観光地としての魅力向上、文化理解の促進、来訪者の満足度向上を図る。

(2) 高尾山薬王院特別体験の造成

高尾山薬王院の修行体験をセットプランとして造成する。体験だけではなく、その修行の意味や由来などを解説する音声ガイドとセット販売することで付加価値を高める。また、外部の予約サイトとの連携等により、国内外問わず申し込みができる環境整備と、キャッシュレスに対応する。これらの取組により、文化観光地としての魅力向上、来訪者の満足度向上、文化を活用した収益化を図る。

〈造成するメニュー〉

以下のセットプランを造成し、ウェブで販売することを前提とする。

商品①＝護摩祈祷体験＋音声ガイド＋お土産

商品②＝護摩祈祷体験＋精進料理体験＋音声ガイド＋お土産

2 業務内容

(1) 無料音声ガイドサービス

ア 音声ガイドの制作

高尾山が持つ様々な文化資源を「なぜ？なに？」を切り口に取り上げ、一見難しそうな文化をストーリー仕立てで解説する無料ダウンロードサービスの音声ガイドを日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語で制作すること。

ただし、既に当協議会が運用している「日本遺産『桑都物語』音声ガイド」との差別化を図ること。

イ 利用満足度の調査

アで制作した音声ガイドについて、ガイドサービス利用者に対するウェブ上でのアンケート等の方法により利用満足度を調査すること。なお、本事業では利用満足度70%以上を目標としている。

ウ 音声ガイドの効果を高めるためのその他の施策

アで制作した音声ガイドの利用満足度を高めるその他の施策について提案・実施すること。なお、その他の施策は必須の取組ではない。

企画例：音声ガイドと連携したマップ等の制作

(2) 高尾山薬王院特別体験の造成

ア 音声ガイドの制作

次の音声ガイドを日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語で制作すること。

商品①（護摩祈祷の体験）用の音声ガイド

商品②（護摩祈祷及び精進料理の体験）用の音声ガイド

イ パンフレットの作成

次のパンフレットを日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語で作成すること。

商品①（護摩祈祷の体験）用のパンフレット

商品②（護摩祈祷及び精進料理の体験）用のパンフレット

ウ お土産の企画・制作

高尾山薬王院特別体験のセットプラン用及び一般の販売向けに、特別感を感じられるお土産を企画・デザインすること。お土産は、新たなもの、既存品のブラッシュアップは問わない。（企画例：“護摩祈祷の音”を収録したお守り）

なお、お土産は、制作費用は計上せず、企画とデザイン制作費のみを計上すること。企画・デザインしたお土産は、その後制作・販売するため、当協議会が負担しない形で実現可能性が高い制作・販売方法について提案を行うこと。

エ ウェブ予約の環境整備

本業務において造成した高尾山薬王院特別体験の周知を目的に、既存の高尾山薬王院の公式ホームページと連携したウェブページを制作すること。また、セットプランを国内外から購入できるよう、クレジット決済機能を有するウェブ予約の環境を整えること。

なお、ウェブページの制作及び予約機能の整備にあたっては、既存のサーバーの活用や、OTAとの連携によりランニングコストの極小化を念頭に置くこと。

オ 利用満足度の調査

造成したセットプランの利用満足度を調査するための調査票を作成すること。

なお、本事業では利用満足度70%以上を目標としている。

【参考】高尾山薬王院の公式ホームページ

英語版 <https://www.takaosan.or.jp/english/>

中国語版 <https://www.takaosan.or.jp/china/index.html>

韓国語版 <https://www.takaosan.or.jp/korea/index.html>

(6) 企画提案、業務の進行管理及び事業者間の連携

ア 業務の目的を踏まえ、効果的な企画提案を行うこと。なお、本仕様概要書に定める業務内容以外に関する企画提案も妨げない。

イ 業務に遅滞が出ないように適切な進行管理を行うこと。

ウ 本事業は事務局である当協議会、パートナーである高尾山薬王院のほか、別紙2の業務を受注する事業者など、多様な主体がそれぞれの強みを発揮して連携す

る事業である。これらの関係者と密に情報共有と調整を行うこと。

3 スケジュール

サービスの始期は次のとおり。

(1) 無料音声ガイドサービス

令和8年（2026年）2月サービス開始

(2) 高尾山薬王院特別体験の造成

令和8年（2026年）2月販売開始

以上

P R映像制作及び情報発信等プロモーション業務委託
仕様概要書

1 目的

人々の祈りと豊かな自然が紡いできた高尾山の文化的世界観と四季を通じた魅力を映像で見える化するとともに、インバウンド向けウェブメディアやSNSなど、訪日客が旅前、旅中で活用するメディアなどで発信することで、文化観光地としての認知度の向上、文化理解の促進、来訪者数の増加を図る。

2 業務内容

(1) P R映像の制作

ア テーマ

高尾山は、天平16年（744年）開山の真言宗智山派の大本山である高尾山薬王院を中心とした信仰の歴史と、四季折々の豊かな自然環境が融合した日本有数の霊山の文化を誇る。この魅力を見える化し、「特別な滞在空間」としての認知と文化理解の促進により、国内外の旅行者に目的地として選択されることを目的に映像を構成すること。

イ 言語

日本語、英語

ウ 尺等

複数の尺で制作すること。5分版、1分版、15秒版、タテ版、ヨコ版など、映像を放映する媒体の特性を踏まえて提案すること。

エ 「高尾山薬王院特別体験の造成」との連携

別紙1仕様概要書のとおり、高尾山薬王院の修行体験等をセットプランとして造成・販売することから、護摩祈祷や精進料理など、高尾山薬王院の魅力を伝え、販売促進につなげることも意識すること。

(2) 動画を活用したプロモーション

(1)で制作する動画を活用し、インバウンドをターゲットとしたプロモーションを提案・実施すること。（企画例：SNS出稿）

なお、動画を活用したインバウンド向けウェブメディアへの記事掲載については、当協議会が直接実施する計画である。

(3) 企画提案、業務の進行管理及び事業者間の連携

ア 業務の目的を踏まえ、効果的な企画提案を行うこと。なお、本仕様概要書に定める業務内容以外に関する企画提案も妨げない。

イ 業務に遅滞が出ないように適切な進行管理を行うこと。

ウ 本事業は事務局である当協議会、パートナーである高尾山薬王院のほか、別紙1の業務を受注する事業者など、多様な主体がそれぞれの強みを発揮して連携する事業である。これらの関係者と密に情報共有と調整を行うこと。

3 スケジュール

令和8年（2026年）1月に動画を活用したプロモーションを開始する。

以上